

施設基準の届出一覧

■基本診療料の施設基準

- ・一般病棟入院基本料（地域一般入院基本料 3）
- ・療養病棟入院基本料 1
- ・療養病棟療養環境加算 2
- ・看護補助加算 1
- ・救急医療管理加算
- ・看護配置加算
- ・入院時食事療養（Ⅰ）

■特掲診療料の施設基準

- ・運動器リハビリテーション料Ⅰ
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅱ
- ・MRI 撮影（1.5 テスラ） CT 撮影（16 列）
- ・胃瘻造設術（内視鏡胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む）
- ・医療機器安全管理料 1
- ・人工腎臓（慢性維持透析を行った場合 1）
- ・導入期加算 1
- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・がん治療連携指導料
- ・看護職員処遇改善評価料 21
- ・外来 在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・入院ベースアップ評価料 22

●看護体制について

一般病棟では、一日に 12 人以上の看護職員が勤務しています。尚、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ① 8 時 30 分～17 時 30 分までは、看護職員一人当たりの受け持ち患者数は 8 人以内です。
- ② 17 時 30 分～0 時 00 分までは、看護職員一人当たりの受け持ち患者数は 30 人以内です。
- ③ 0 時 00 分～8 時 30 分までは、看護職員一人当たりの受け持ち患者数は 30 人以内です。

入院患者様 30 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しています。

療養病棟では、一日に 8 人以上の看護職員と看護補助者が勤務しています。尚、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ① 8 時 30 分～17 時 30 分までは、看護職員及び看護補助者一人当たりの受け持ち患者数は 8 人以内です。
- ② 17 時 30 分～0 時 00 分までは、看護職員及び看護補助者一人当たりの受け持ち患者数は 48 人以内です。
- ③ 0 時 00 分～8 時 30 分までは、看護職員及び看護補助者一人当たりの受け持ち患者数は 48 人以内です。

●食事サービスに関する事項

当院は、入院時食事療養費（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時・適温で提供しています。

●特別の療養の提供に関する事項（室料のご案内：税込）

特別室 5,500 円／日

(213 号室)

個室 3,300 円／日

(203、205、206、207、208、215、305、306、307、308、310、311、313 号室)

●付き添いについて

当院は厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。原則として付き添いはご遠慮いただいておりますのでご了承ください。
ご要望がございましたら看護師までお声かけ下さい。

●明細書発行体制等加算について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても希望される方については、明細書を無料で発行します。発行を希望される方は、受付にてその旨お申し付け下さい。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称などが記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は受付までその旨お申し出下さい。

●医療情報取得加算について

当院はオンライン請求及びオンライン資格確認を行う体制を有し、薬剤情報・特定検診情報その他必要な情報を取得・活用することで、質の高い医療の提供に努めています。

上記体制により、令和6年6月1日より医療情報所得加算を算定しております。

■【マイナ保険証を利用しない場合】

【マイナ保険証を利用しても診療情報提供に同意されない場合】

医療情報取得加算1（初診時） 3点（月1回）

医療情報取得加算3（再診時） 2点（3ヶ月に1回）

■【マイナ保険証を利用し診療情報提供に同意された場合】

【他院から診療情報提供を受けた場合】

医療情報取得加算2（初診時） 1点（月1回）

医療情報取得加算4（再診時） 1点（3ヶ月に1回）

●一般名処方加算について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名でなく、医薬品の有効成分を基にした「一般名処方」を行う場合があります。「一般名処方」により医薬品の供給不足が発生した場合であっても、必要な医薬品が安定的に供給しやすくなります。

令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者の希望を踏まえ処方した場合は選定療養として特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。

「一般名処方」とは、お薬の有効成分をそのままお薬名として処方することです。これにより、供給が不安定な医薬品であっても有効成分が同じである複数の医薬品から選択することができ、患者様に必要な医薬品を提供しやすくなります。

●長期処方・リフィル処方せんについて

当院では、患者様の状態に応じ、

- ・28日以上長期処方を行うこと
 - ・リフィル処方せんを発行すること
- のいずれの対応も可能です。